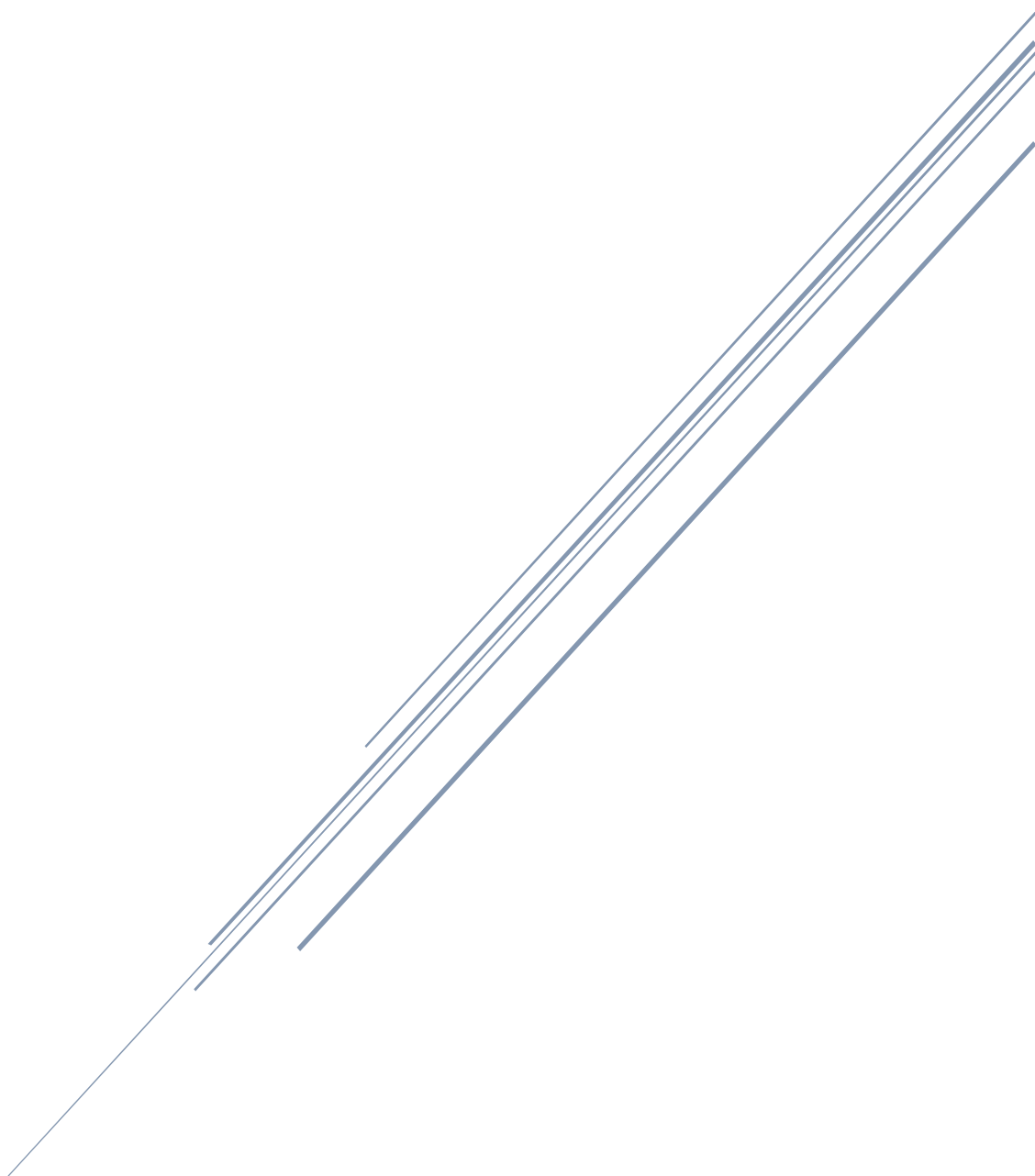


家畜保健衛生所機能強化基本計画



農林水産部畜産課

I 背景

1 家畜保健衛生所について

全国における家畜保健衛生所は、「家畜保健衛生所法」（昭和25年3月18日法律第12号）に基づき、地方における家畜衛生の向上を図りもって畜産の振興に資するため、各都道府県に設置される機関である。家畜保健衛生所の事務の範囲は、同法第3条により、またその施設の基準は、政令で定められている。

1 家畜保健衛生所の事務の範囲（家畜保健衛生所法第3条1項）

- （1）家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務
- （2）家畜の伝染病の予防に関する事務
- （3）家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務
- （4）家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務
- （5）寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のために行う家畜の診断に関する事務
- （6）地方的特殊疾病の調査に関する事務
- （7）その他地方における家畜衛生の向上に関する事務

2 家畜保健衛生所の基準（同法施行令）

- （1）家畜の伝染病の予防に関する事務を迅速かつ的確に行うために必要な専用の検査室及び専用の病理解剖室を有するものであること。
- （2）光学顕微鏡（細菌の形態を識別することができるものに限る。）、遠心分離機その他家畜の伝染病の予防に関する事務を迅速かつ的確に行うために必要なものとして農林水産大臣が定める設備及び器具並びに家畜の死体その他の汚物の処理のための焼却施設を有するものであること。
- （3）所長は、獣医師であって、家畜保健衛生所の事務に関し相当の経験を有するものであること。
- （4）所長のほか、獣医師である常勤の職員を置くものであること。

また、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的に、「家畜伝染病予防法」（昭和26年5月31日法律第166号）が施行されている。

2 千葉県の家畜保健衛生所について

昭和40年に農林省（現農林水産省）から、全国586カ所の家畜保健衛生所を5カ年計画で199カ所に再編整備し、広域家畜保健衛生所として施設整備、職員の増員と集中化、専門化、機動力の充足等を図る「家畜保健衛生所再編整備基本計画」が樹立された。これにより、千葉県では当時11カ所あった家畜保健衛生所を再編整備し、段階を経て現在の4所1施設体制となった。

現在まで、家畜保健衛生所は畜産生産現場の第一線で畜産農家に接し、畜産経営の安定的な発展のため、以下の業務を行っている。

（1）家畜伝染病の発生予防とまん延防止

「家畜伝染病予防法」に基づき、家畜の伝染性疾患の発生を予防し、まん延を防止することにより畜産の振興を図るための業務を行っている。家畜の伝染性疾患のうち、その病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢を勘案し、発生によるまん延を防止するため殺処分等強力な措置を講ずる必要があるものが、家畜伝染病予防法における家畜伝染病に指定されている。これらの疾患は、発生させないこと（発生予防）が原則であるが、不幸にも発生した場合は、早期に発見し、速やかにかつ正確に診断し、いち早くまん延防止対策を講じる対応（初動防疫）が最重要となっている。特にCSF（豚コレラ）、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等、社会的・経済的に大きな影響を及ぼす事案も生じていることから、各地域に配置された家畜保健衛生所の果たす役割は大きくなってきている。

（2）家畜伝染病発生に対する危機管理対応

（1）のとおり、家畜伝染病の発生は畜産経営の安定と畜産物の安定供給に甚大な影響を与える。また、家畜伝染病には、高病原性鳥インフルエンザのような人獣共通感染症も含まれており、畜産振興のほか人へ感染させない、また、人に感染する新型インフルエンザを発生させないという観点からも重要視されている。すなわち家畜に発生させないこと、又は万が一発生しても早期に終息させることで、人への感染源を断ち切るといった側面も併せもっている。高病原性鳥インフルエンザのように社会的・経済的な混乱を引き起こす可能性のある家畜伝染病に対する危機管理対応が求められているところである。

このため家畜保健衛生所では、日頃から、畜産農家等への検査・巡回指導などによって、発生予防対策を講じているが、万が一の発生時に備えて、市町村や畜産団体、及び関係機関等と緊密な協力体制のもと迅速な対応が図れるよう家畜保健衛生所が中心となり危機管理体制づくりを行っている。

(3) 安全・安心な畜産物を生産するための家畜・畜産物の安全性確保

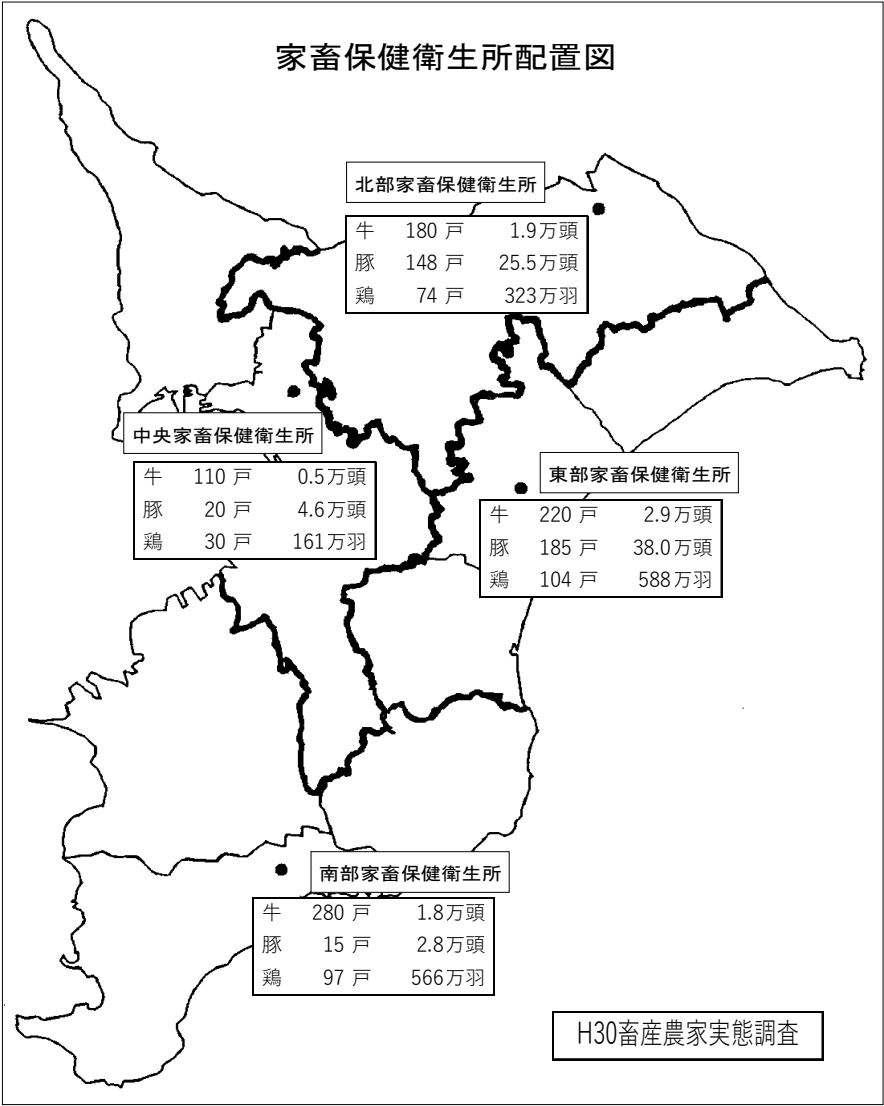
動物用医薬品は、使い方を誤ると、その成分が安全とされる基準を超えて畜産物中に残留する恐れがあるため、畜産物の安全性確保を目的として、医薬品、医療機器等の品質の有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）で、使用基準等が設定されている。このため、家畜保健衛生所では、動物用医薬品の販売業者や産業動物診療獣医師に対し立入検査や指導を行い、畜産農家に対しては適正な動物用医薬品の使用指導を徹底している。また、畜産農家における食の安全を確保するための生産システムである農場HACCP認証を取得する支援を行い、安全・安心な県民生活を守っている。

3 家畜保健衛生所の所在地・規模

家畜保健衛生所所在地、及び管轄地域の家畜飼養戸数、頭羽数は以下の通りである。

現在の家畜保健衛生所の整備状況

	管轄区域	施 設				
	市 町	敷地面積 (㎡)	建物延床 面積 (㎡)	本館 構造	庁 舎	設備年度
中央家畜保健衛生所	13市	2,445	780	RC2階	単独	S45
中央家畜保健衛生所 (佐倉)		4,063	1,268	RC1階	単独	S48
東部家畜保健衛生所	7市8町1村	1,652	618	RC2階	単独	S41
南部家畜保健衛生所	9市3町	1,699	619	〃	単独	S42
北部家畜保健衛生所	8市5町	1,814	726	〃	単独	S43



Ⅱ 家畜保健衛生所の抱える課題

1 家畜衛生を取り巻く情勢の変化

平成22年4月、宮崎県で発生した家畜伝染病である口蹄疫は、約29万頭の牛、豚等が殺処分されるという惨状を引き起こした。アジア大陸から飛来する渡り鳥が運んでくる高病原性鳥インフルエンザは、平成23年3月に2農場、及び平成29年3月に1農場が県内で発生した。また、平成19年4月1日に国内清浄化を達成し、平成4年以降発生がなかったCSF（豚コレラ）は、平成30年9月に、わが国では26年ぶりに発生した。

一方、近隣諸国においても、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生が収まっていないことに加え、CSFについては、平成30年9月に岐阜県で発生して以降、感染拡大が続いており、令和元年9月には埼玉県でも発生した。これに対応するため、本県でもワクチン接種に向けて準備を進めているところである。

更に、ワクチンも治療法もないASF（アフリカ豚コレラ）が中国、ベトナム等で猛威をふるっており、韓国でも発生が確認されたことから、空港等における水際での防疫対策が極めて重要になっている。

人や物の動きが簡単に、かつ頻繁にある中で、近隣国も含めた現況から、家畜伝染病の国内侵入リスクが高まっていると言える。

特に本県の場合は、国際空港である成田国際空港を抱え、近隣には国際線が就航した羽田空港が海外へ門戸を開いている。他方、貨物取扱量全国2位を誇る千葉港を有し、空と海から家畜伝染病の侵入リスクは極めて高い。加えて、家畜飼養農場の規模も大きく、農場の所在地も地域的に密集していることなどから、一旦侵入した場合の爆発的な感染拡大の危険にさらされている。

2 家畜伝染病発生時の危機管理拠点機能の問題

家畜保健衛生所は、海外等から県内への家畜伝染病の侵入リスクが極めて高い現状で、防疫活動の危機管理拠点として重要な機能を果たさねばならないが、現状は、発生地域を管轄する家畜保健衛生所1所では初動防疫活動に必要な人員が不足している。

また、初動防疫活動に必要な消毒機器や密閉容器などの資機材を分散して備蓄しているため、発生農場や防疫活動従事者の集合場所、及び消毒ポイントへ必要な量の資機材を速やかに搬送することができない。

3 家畜保健衛生所周辺の宅地化

整備当初の昭和40年代は、どの家畜保健衛生所も住宅地等から離れた場所に設置されていた。しかしながら、今日では周辺の宅地化が進み、民家が隣接するようになっている。

現在、北部家畜保健衛生所では周辺一帯が住宅地となっている。東部家畜保健衛生所においては道路が敷地を分断しており周辺住民の車両が常に通行しているため、敷地の清浄性を維持するための車両消毒が十分に実施できていない。

さらに、東部家畜保健衛生所の焼却炉に隣接して集合住宅が建設されたため、焼却炉が稼働できなくなっている。

4 家畜保健衛生所の施設・設備の老朽化、狭隘化

各家畜保健衛生所は、整備から約50年が経過し、建物や設備の老朽化が著しいため、検査に支障をきたしている。中でも病性鑑定施設である佐倉庁舎は、特に建物の老朽化による被害が高頻度で発生しており、病性鑑定業務に大きな支障をきたしている。

また、建設当時に比べ、現在の検査態勢においては施設・設備も狭隘化し、日進月歩で高度化している診断技術に対応しきれていない状況にあり、特に、海外悪性家畜伝染病に関しては診断の「迅速性」、「正確性（精度）」に加えて検査の「省力化（自動化）」と大量の検体検査が可能な「効率化」が必要で、初期の防疫活動（初動防疫）の成否にも大きく影響する。

さらに平成31年4月1日に家畜伝染病予防法施行規則改正により家畜保健衛生所における精度管理が規定され、その対応が必須となっている。

5 バイオセーフティ対策の問題

家畜保健衛生所は家畜伝染病の病性鑑定を行うことから、病原体が病性鑑定実施者に感染することや、周辺環境へ漏えいすることを絶対に防止する必要がある。

しかしながら、昭和40年代の整備当初は、バイオセーフティレベル（以下BSL）の概念がなかったことから、全ての検査を一般検査室で行っていた。また、事務室と検査室との区分が明確でないことなどから、作業動線が交差し病原体が拡散する懸念がある上に、検査室の床、壁は耐水性となっていないため、万が一の汚染の際にも消毒が不可能な構造となっている。

現状の家畜保健衛生所においても、施設の改修は行っていないため、BSLの高い病原体を扱う可能性がある場合は、安全キャビネット等を用いて応急的に対応している状況であるが、培養のための移動など安全キャビネット外操作による病原体散逸のリスクは非常に高く、万が一散逸した際の緊急消毒も構造上難しく、病原体の周辺環境への漏えい防止対策が十分になされていない。

さらに、家畜保健衛生所は家畜伝染病発生の際、防疫活動の危機管理拠点となるが、施設内で区域分けができていないため、発生農場の立入者、病性鑑定の実施者、対策会議の参集者等が、交差して病原体が拡散する恐れがある。

※バイオセーフティレベルとは

細菌、ウイルスなどの病原体を生物学的な危険度で分類した指標で病原体を扱う実験室の安全基準のもととなる。感染力の強さ、感染したときの深刻さ、予防法の有無などにより、世界保健機構（WHO）の指針でレベル1から4の4段階に分けられる。最も危険度が高いのがレベル4である。

BSL分類と検査室の基準

区分	検査室で取り扱う微生物	施設構造（要点）
BSL 1	個体および地域社会へのリスクは無い、ないし低い	・ 通常の検査室で特別の隔離は必要なし
BSL 2	個体へのリスクが中等度、地域社会へのリスクは低い（低病原性鳥インフルエンザ等）	・ 専用検査室の立ち入り規制 ・ 室内は耐水素材で消毒可能 ・ 必要に応じ安全キャビネットで作業
BSL 3	個体へのリスクが高い、地域社会へのリスクは低い（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等）	・ BSL 2に加え2重ドアやエアロック等で外部と隔離 ・ 制御換気システムでフィルターを通した排気等
BSL 4	個体及び地域社会へのリスクが高い（エボラウイルス等）	・ BSL 3に加え3重ロック ・ 前室にシャワー室 ・ 高度安全キャビネット等

6 畜産農家の分布の変化

昭和40年代から現在まで、本県では急速な都市化による畜産農家の減少と地域的な偏在化が進み、現在は県北東部に大規模な養豚農家、養鶏農家、及び肉用牛農家が非常に多く集中し、夷隅・安房・君津地域を中心とした県南部に酪農家が比較的多く存在する構造となってきた。

このため、現在配置されている中央（千葉・東葛飾地域管轄）、東部（海匝・山武・長生地域管轄）、南部（夷隅・安房地域管轄）、北部（印旛・香取地域管轄）の4所体制では変化している農家分布や飼養頭数、飼養形態に機能的に対応しきれない可能性がある。

Ⅲ 家畜保健衛生所の整備に係る基本方針

- 1 家畜保健衛生所は現状の4所1施設から3所体制として集約する。
- 2 畜産農家の分布と即時対応力を考慮して、北部家畜保健衛生所、東部家畜保健衛生所、中央家畜保健衛生所佐倉庁舎を統合し基幹家畜保健衛生所を新設する。
- 3 基幹家畜保健衛生所は、以下のように整備する。
 - (1) 所在地は、畜産農家の密集する県北東部の周辺とする。
 - (2) BSL3に対応した施設を整備し、迅速かつ正確な病性鑑定を行うための設備・機器等を配備し、かつ業務に必要な十分な広さを確保し病性鑑定機能を強化する。
 - (3) 周辺環境対策を考慮した解剖施設、焼却施設等を整備する。
 - (4) 出入り車両、人、物の動線を考慮し、施設・敷地全体でバイオセーフティ対策を施した設計とする。
 - (5) 家畜伝染病発生時の必要資機材を可能な限り一元化し、迅速に搬出できるよう考慮した備蓄倉庫を整備し、家畜伝染病対策の危機管理拠点としての機能を強化する。
 - (6) 人員は統合する家畜保健衛生所の家畜防疫員（獣医師）数を維持することとする。

1 家畜保健衛生所の配置

本県の飼養農家戸数及び頭数は、全国平均と比べて非常に多いこと、県北東部の畜産農家数が多くその密度も高いことから、農場分布に対応した配置とすること、緊急病性鑑定を行う際にできる限り早く農場へ到着する必要があること、及び密集地域で家畜伝染病が発生した際に移動制限区域に含まれないこととする必要がある。

これらのことから、県北東部を管轄とする東部家畜保健衛生所、北部家畜保健衛生所、及び病性鑑定施設である中央家畜保健衛生所佐倉庁舎を統合して新設する基幹家畜保健衛生所の建設予定地を、県北東部周辺、かつ県の所有地で現在は県の研究施設として使用していない匝瑳市今泉の県農林総合研究センター砂地試験地跡地とする。

また、中央家畜保健衛生所、及び南部家畜保健衛生所は、現状の配置で管轄を維持することとするが、今後の畜産農家の分布が大きく変化し、業務に支障が生じる場合は検討を行うこととする。

これにより、全ての家畜保健衛生所から、管轄の畜産農家へ1時間30分以内に到着が可能となり、特に基幹家畜保健衛生所からより迅速に畜産農家の密集地域へ到着が可能となる。

各家畜保健衛生所管内で最も遠い畜産農家への到達時間

家保	市町村	畜種	所要時間	距離 (km)	備考
中央	野田市	牛	1時間24分	92	有料道路利用
		豚	1時間28分	76	有料道路利用
		鶏	1時間22分	68	有料道路利用
南部	木更津市	牛	58分	55	有料道路利用
	袖ヶ浦市	豚	56分	47	有料道路利用
		鶏	1時間7分	56	有料道路利用
基幹	白井市	牛	1時間16分	55	
		豚	1時間20分	58	
		鶏	1時間22分	61	

2 バイオセーフティの基準に対応した施設・設備、及び高度な病性鑑定施設・設備の整備

家畜保健衛生所のバイオセーフティの観点から家畜伝染病の病原体を取扱い施設から漏えいさせないよう施設・設備の整備を行う必要がある。

具体的には、作業室毎（又はエリア毎）にバイオセーフティレベルにより危険度を分けて室内への人・物の出入りと作業を管理する。

例えば、玄関、廊下、会議室、事務室等はレベル0、器具保管庫、準備室、更衣室等はレベル1、病原体を取り扱う検査室等はレベル2というようにBSL2以上の場所は、不特定多数の者の出入りがないように管理し、作業中は扉を閉め、病原体保管庫あるいは保管室は常に施錠しておくような対応とする。

さらに、家畜保健衛生所において扱う可能性のある病原体には、人に感染を起こす病原体（人獣共通感染症病原体）もあり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）に取扱い基準が規定されている。許可や届け出が必要な病原体の保管は行わなくとも、人への感染防止、周辺環境への散逸防止のため、扱う病原体のレベルに対応した施設・設備の整備が必要である。

このため、基幹家畜保健衛生所はBSL2以上の基準を満たした検査室を整備することとする。

また、ウイルス検査、細菌検査、病理検査、生化学検査などの検査をより高度で専門的に行うことのできる設備・機器を備えた病性鑑定施設を整備し、特に病理解剖室、ウイルス検査室、及び細菌検査室等は、BSL3に対応した構造で整備し、病性鑑定機能を強化する。

さらに、検査従事者による交差汚染（コンタミネーション）を防止するため、施設を管理区域と清浄区域に分け、作業動線を明確に区分して、所内感染や施設外への病原体の散逸を防止する。

また、バイオセーフティ対策のため、付帯設備として車両消毒施設と、特別な処理の必要な検査排水を貯留するための貯水槽を整備する。

さらに、病性鑑定車両の動線と一般車両の動線が交差しないよう配慮した施設の配置とする。

3 周辺環境対策を考慮した焼却炉等の整備

解剖施設、及び牛海綿状脳症（BSE）検査のための保冷库は、周辺から見えない場所に設置し、解剖施設は安全性を確保するため閉鎖型の施設で空調設備を完備し、作業従事者の健康管理や安全性確保を図る。保冷库は死亡牛を適切に保冷でき、フォークリフトでの搬入搬出作業を行えるような構造とする。

解剖後の検体焼却施設は、成牛1頭を焼却できる処理能力を有し、大気汚染防止法、ダイオキシン類特別措置法等の関連法令に準拠し、高度な防塵、脱臭機能を備えた施設とする。

4 家畜伝染病対策の危機管理拠点として施設、及び人員体制両面における機能強化

社会的・経済的混乱を招く家畜伝染病の防疫措置を迅速かつ的確に行うため、家畜伝染病発生時の必要資機材のうち、初期防疫活動に必要な量を基幹家畜保健衛生所に一元化して備蓄し、搬出作業を効率的に行えるよう、フォークリフトで搬出するための仕様を施した備蓄倉庫を整備する。

また、人員は統合する家畜保健衛生所の現状の獣医師数を基幹家畜保健衛生所に集結させ、家畜伝染病発生時の即時対応力を強化する。病性鑑定施設についても、現状の中央家畜保健衛生所佐倉庁舎の獣医師と同等の人数を充てることとし、施設・設備・機器の強化に対応した高度な病性鑑定業務を行い、基幹家畜保健衛生所全体としては、統合前の獣医師数を維持することとする。

ただし、CSFワクチン接種について、まず、と畜間近の豚等を除く、県内全ての豚への全頭接種を実施後、生まれた子豚等への接種へ移行していくが、相当長期に渡る接種が確実であり、主に獣医師の増員を検討していく必要があり、その動向によって職員数は変動することになる。

IV 家畜保健衛生所の再編整備に係る基本計画

1 設置箇所数・設置場所・管轄区域

(1) 現状(4所1施設)

設置箇所(名称)	所在地	管轄区域	機能
中央家畜保健衛生所	千葉市花見川区三角町 ※佐倉市岩富町	千葉・東葛飾地域	中核家保 ※病性鑑定部門設置
東部家畜保健衛生所	東金市川場	海匝・山武・長生地域	
南部家畜保健衛生所	鴨川市八色	夷隅・安房・君津地域	
北部家畜保健衛生所	香取市岩ヶ崎台	印旛・香取地域	

※病性鑑定部門は県全域

(2) 計画(3所)

設置箇所(名称)	設置場所 (建設予定地)	管轄区域	機能
中央家畜保健衛生所	千葉市花見川区三角町	千葉・東葛飾地域	
南部家畜保健衛生所	鴨川市八色	夷隅・安房・君津地域	
基幹家畜保健衛生所	匝瑳市今泉	印旛・香取・海匝・山武・ 長生地域	中核家保 ※病性鑑定部門設置

※病性鑑定部門は県全域

(3) 再編統合後の対象農家数

(単位:戸)

家保名	農家数	畜種別内訳				
		乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
中央家畜保健衛生所	160	98	12	20	21	9
南部家畜保健衛生所	392	222	58	15	85	12
基幹家畜保健衛生所	911	226	174	333	159	19
計	1,463	546	244	368	265	40

(資料:平成30年度畜産農家実態調査)

(4) 再編統合後の家畜飼養頭羽数

(単位:万頭、万羽)

家保名	畜種別内訳				
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
中央家畜保健衛生所	0.5	0.0	4.6	131.6	29.8
南部家畜保健衛生所	1.0	0.8	2.8	497.2	68.3
基幹家畜保健衛生所	1.6	3.2	63.6	819.9	91.5
計	3.1	4.1	70.9	1,448.7	189.5

(資料:平成30年度畜産農家実態調査)

2 組織（課構成）

現 状		計 画		
家保名	課 名	家保名	課 名	班名
中央家畜保健衛生所 （本庁舎）	庶務課	基幹家畜保健衛生所	総務課	
	衛生指導課		衛生指導課	
	防疫課		防疫企画課	
中央家保佐倉 （分庁舎）	病理生化学課		病性鑑定課	病理生化学班
	細菌ウイルス課			細菌ウイルス班
東部家畜保健衛生所	衛生指導課	中央家畜保健衛生所	衛生指導課	
	防疫課		防疫課	
南部家畜保健衛生所	衛生指導課	南部家畜保健衛生所	衛生指導課	
	防疫課		防疫課	
北部家畜保健衛生所	衛生指導課			
	防疫課			
4 所・1 施設	1 1 課	3 所	8 課	2 班

3 職員数

（1）現状

家保	職員数					
	合計	うち 行政職	管理職			一般職員 うち 行政職
			所長	次長（内訳）	主幹	
中央	24	(2)		千葉庁舎		庶務課 2 (2)
						防疫課 3
	千葉 12	(2)	1	2	1	衛生指導課 4
	佐倉 12			佐倉庁舎	1	病理生化学課 6
東部						細菌ウイルス課 5
						防疫課 4
東部	14	(1)	1	1	1	衛生指導課 7 (1)
南部						防疫課 5
						衛生指導課 6 (1)
南部	13	(1)	1	1		
北部						防疫課 5
						衛生指導課 7 (1)
北部	14	(1)	1	1		
合計	65	(5)	4	5	2	54 (5)

（2）計画

家保	職員数					
	合計	うち 行政職	管理職			一般職員 うち 行政職 (内訳)
			所長	次長	うち行政職	
基幹						総務課 2 (2)
						防疫企画課 11
						衛生指導課 10
						病性鑑定課 12
中央						細菌ウイルス 7
						病理生化学 5
中央	11	(1)	1	1	1	防疫課 3
南部						衛生指導課 5 (1)
						防疫課 4
南部	13	(1)	1	1	1	衛生指導課 6 (1)
合計	65	(5)	3	4	(1)	53 (4)

4 基幹家畜保健衛生所施設の規模、構造及び設備

基幹家畜保健衛生所の施設規模については、下表のとおりとする。(単位：㎡)

(1) 本館

区分		室名称	BSL	規模
事務施設		所長室	—	20
		事務室	—	220
		会議室	—	100
		文書用書庫	—	15
		学術文献用書庫	—	15
		事務用品倉庫	—	15
		給湯室	—	5
		更衣室（男、女）	—	27
		休憩室（男、女）	—	46
		トイレ（男、女）	—	25
	トイレ（共）	—	5	
業務施設	検査室	一般検査室	2	60
		検体処理室	2	30
		精密検査室	2	60
		病理検査室	2	100
		生化学検査室	2	100
		BSL3共同実験室	3	70
		ウイルス検査室	3	140
		細菌検査室	3	90
		小動物解剖室	3	30
		PCR室	—	20
		PCR前処理室	—	20
	検査室付帯施設	検査準備室	—	30
		作業道具洗浄室	—	20
		器具洗浄室	—	45
		検査消耗品倉庫	—	20
		薬品庫	—	15
		特別管理薬品庫	—	7
		冷凍庫室	—	25
		保冷库	—	20
		サンプル保管庫	—	30
		廃棄物保管庫	—	7
		シャワー室（男、女）	—	12
		トイレ（男、女）	—	25
機械室その他雑室	—	121		
廊下等共通部分			—	300
合計				1,890

(2) 解剖・焼却施設

区分	室名称	BSL	規模
検査施設	大解剖場・BSE解体場	2	88
	小解剖場	2	28
検査付帯施設	BSE保冷库	2	110
	器具倉庫	—	12
	廃棄物・燃料保管庫	—	12
付帯設備(屋外)	焼却炉	—	—
合計			250

(3) その他付帯施設

施設名称	BSL	規模
鶏小屋	—	20
倉庫棟	—	500
車庫棟	—	215
受変電設備室	—	50
合計		785

(4) その他付帯設備(屋外)

施設名称
車両消毒ゲート
タイヤ消毒槽
非常電源装置
駐車場

施設規模

延床面積(1) + (2) + (3)

敷地面積

2,925 ㎡程度

10,000 ㎡程度

V 基本スケジュール（予定）

平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年 ～5年	令和6年
候補地の選定 基礎調査（備品）	住民説明 基本計画 予算要求	地質調査 基本設計 解体設計	実施設計 解体工事	建設工事	供用開始